



前略 いつもお世話になっております、今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## インボイス延期、廃止に 日本税理士連合会などが意見

例年12月中旬に発表される「税制改正大綱」に向けて、税理士団体などがインボイス制度の実施延期などを要望しています。

税制改正の確定までにはまだまだ時間がかかりそうです。

最近の国の様々な制度は、まず先に「出来もしない反発必至」の目標を掲げ上げてその後折衷案や妥協案で決着することが多くなってきています。

昨年も12月27日に、4日後の令和4年から施行される予定の「電子帳簿保存法」が2年間延期になりました。

2年後に健康保険証が、マイナンバーカードに変わり、使えなくなるそうです？どうでしょうか？

かつて存在した「住基カード」は使われることもなく消滅してしまいました。

### 1. 日税連は負担軽減措置を講じるまで延期

日本税理士会連合会(日税連)は「令和5年度税制改正に関する建議書」(6月29日)の中で、事務負担や市場取引に与える影響について必要な措置を検討し、コロナ禍による経済活動の制約が解消され、簡易で安価な電子インボイス制度の整備、中小企業者の実務を踏まえた負担軽減措置が講じられるまで導入を延期するか、少なくとも中小企業者の実務を踏まえた柔軟な運用を要望しています。

### 2. 東京税理士会連合会 取引排除の恐れ 制度導入に反対

東京税理士会連合会は

免税事業者が取引から排除される恐れがある

仕入税額控除の可否を判断するために増加する事務負担への対応が困難 などの理由で、制度導入に反対しています。

### 3. 自民党の税制調査会

来年度の税制改正をめぐり、自民党の税制調査会は、来年10月に消費税のインボイス制度が始まることに伴い、新たに納税が必要となる小規模事業者に対し、納税額を、一律で**売り上げにかかる消費税の2割に軽減**する方針を決めました。

EX) 年間売上高が800万円(税込880万円)の事業者の納税額は2割なら16万円になります。

簡易課税を使って消費税の納税額を計算した場合よりはかなり納税額が少なくなります。

不動産賃貸業は、48万円

内職・デザイナー・役務提供者等は、40万円

令和5年10月に始まる「インボイス」は、消費税の税率や税額を証明する公式な請求書を作成するにめたり、今は納税が免除されている年間の売り上げが1,000万円以下の事業者なども**取引先からインボイス**を使うよう求められる場合が増えることと見られます。また、インボイスを使うための税務者に登録を行うと納税が義務づけられ、事業者の負担増も懸念されています。

このため来年度の税制改正に向けて議論している自民党の税制調査会は、30日の会合で新たに納税が必要になる事業者への**激変緩和措置**として納税額を、一律で売り上げにかかる消費税の2割に軽減する方針を決めました。事業者が納める消費税は、仕入れの際などに支払った消費税を差し引いて計算されることにより、納税額を計算する手間も省けるとしています。

**軽減措置**はインボイス制度が導入される令和5年10月から**3年間**、実施する方針です。

また、年間の売り上げが1億円以下の事業者に対しては、仕入れ額が**1万円未満ならばインボイスは不要**とする措置を**6年間実施**する方針も決めました。